

貸切バス事業者運行支援緊急対策支援金給付要綱

(目的)

第1条 この告示は、岩泉町補助金交付規則（昭和38年岩泉町規則第7号）に基づき、燃料費の高騰の影響を受けている貸切バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で貸切バス事業者運行支援緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより事業継続を支援し、観光振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 支援金の給付の対象となる者貸切バス事業者（以下「対象事業者」という。）は、令和4年4月1日時点において岩泉町内に国土交通省東北運輸局岩手運輸支局（以下「岩手運輸支局」という。）に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両（以下「貸切バス車両」という。）を保有する事業所がある者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、1対象事業者当たり5万円（以下「基本額」という。）に申請日において対象事業者が保有し、自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が岩泉町内にある貸切バス車両の数（「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号）」による休車（以下「休車」という。）を除く。）に4万円を乗じた金額を加算した額とする。ただし、運輸事業者運行支援緊急対策支援金及びタクシー事業者運行支援緊急対策支援金のいずれか又は両方の給付を申請する場合は、基本額を申請することはできない。

(支援金の申請)

第4条 支援金の給付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、貸切バス事業者運行支援緊急対策支援金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和4年9月30日までに、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請車両数内訳書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）

- (3) 給付対象車両の自動車検査証の写し
 - (4) 支援金振込先の口座に関する情報が分かる書類（預貯金通帳の写し等）
 - (5) その他町長が必要と認めた書類
- (支援金の決定及び給付)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金を給付すべきものと認めたときは、貸切バス事業者運行支援緊急対策支援金給付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定をした後、速やかに申請者に対し、支援金を給付するものとする。

(支援金の給付決定の取消し及び返還)

第6条 町長は、前条第1項の規定により支援金の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）が偽りその他不正な手段により支援金の給付を受けたと認めるときは、支援金の給付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(立入検査等)

第7条 町長は、予算の執行の適正を期するため、給付決定者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8条 給付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 給付決定者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行わなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月26日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条から第8条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。